

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査における輪之内町の人口は、9,654人で、その構造は、0歳から14歳の若年層は13.5%、15歳から64歳までの生産年齢人口は59.9%、65歳以上は26.6%となっており、総人口は減少し高齢化率がさらに高まっていくとみられる。

また、令和元年度岐阜県の市町村民経済計算における町内の産業構造は、製造業が49.7%、運輸・郵便業が9.0%、電気・ガス・水道・廃棄物処理業が7.1%、不動産業が6.3%、卸売・小売業が6.4%、保健衛生・社会事業が4.3%、建設業が3.5%、金融・保険業が0.4%、その他が12.1%となっており、製造業の占める割合が多い傾向となっている。

製造品出荷額等に目を向けると、令和2年工業統計によると令和元年の製造品出荷額等の合計は715億円で、業種構成は、プラスチック製品が47.6%、電気機械が25.4%、輸送用機械が6.6%、その他が20.4%である。

域内のほとんどが中小企業若しくは小規模事業者（資本金額が1億円以上の企業は20社：6.8%程度）で、その経営状況は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

輪之内町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、本計画を町ホームページやダイレクトメールで広く周知することにより、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、期間中の先端設備等導入計画の目標認定件数を10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

輪之内町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める規定に基づき先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

輪之内町は、濃尾平野の南西に位置する標高平均2.5mの輪中地帯であり、その地形はほぼ平地である。その中において、各企業は、町内に広く点在しているため対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

輪之内町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種・事業が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先

端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。